障害者福祉サービス居宅介護等重要事項説明書

１．開設者

社会福祉法人ジェイエー長野会
（住所）長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3

２．事業の運営方針

① 利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を適切に行います。
② 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
③ 関係法令を遵守すると共に地域との結び付きを重視し、行政・関係機関との連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

３ ご利用事業所

訪問介護	事業所名	佐久浅間ヘルパーステーション	
	指定障害福祉サービス居宅介護事業者番号	第 2011700552 号 （平成 30 年 4 月 1 日指定）	
	住　　所	佐久市桜井 671 番地 1	
	管理者名・連絡電話番号	丸山　裕二	0267-64-5623
	サービス提供地域	佐久市、佐久穂町、小諸市、立科町	

４ ご利用事業所の職員体制

職　種（資格）		人　員
管理者		１名
サービス提供責任者		３名（介護福祉士３名）
居宅介護員	介護福祉士	11 名
	ホームヘルパー２級	３名

（2026 年 3 月 1 日現在）

５ 営業日・営業時間

営業日	休業日	営業時間
月曜日～日曜日の毎日	なし	① 早朝　午前６時～午前８時 ② 通常　午前８時～午後６時 ③ 夜間　午後６時～午後１０時

6　サービス利用基本料金および利用者負担

障害福祉サービスの利用者負担は、次のサービス利用基本料金（介護給付費）の原則１～3割の定率負担と所得に応じた負担上限額が設定されております。

〈サービス利用基本料金〉　居宅介護サービス費

居宅における身体介護が中心である場合	３０分未満	２，５６０円
	３０分以上１時間未満	４，０４０円
	１時間以上１時間３０分未満	５，８７０円
	１時間３０分以上２時間未満	６，６９０円
	２時間以上２時間３０分未満	７，５４０円
	２時間３０分以上３時間未満	８，３７０円
	３時間以上(９，２１０円に３０分を増すごとに＋８３０円)	

家事援助が中心である場合	３０分未満	１，０６０円
	３０分以上４５分未満	１，５３０円
	４５分以上１時間未満	１，９７０円
	１時間以上１時間１５分未満	２，３９０円
	１時間１５分以上１時間３０分未満	２，７５０円
	１時間３０分以上(３，１１０円に１５分を増すごとに＋３５０円)	

注１：早朝(午前６時～午前８時)・夜間(午後６時～午後10時)の場合は、基本料金の２５％増しとなります。

注２：厚生労働大臣の定める要件に基づく２人の居宅介護員によるサービスは、２人分の料金となります。

注３：新規の利用者、又は利用者が前月末からさかのぼって二月間、当事業所から訪問介護サービスを受けていない場合、居宅介護計画に基づいた適切なサービスを提供するため、サービス提供責任者自らが提供するか、又はサービス提供責任者が居宅介護員に同行してサービスを提供します。この場合、初回加算として2,０００円が加算されます。

〈利用者負担上限額〉

サービスの定率負担は、所得に応じて次の４区分の負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

（障害者の場合）

区　分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯(注１)	０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割16万円(注２)未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます。(注３)	9,300 円
一般２	上記以外	37,200 円

注１：３人世帯で障害者基礎年金１級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

注２：収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

注３：入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」となります。

7　提供可能なサービス

当事業所では次のサービス内容から居宅介護計画を定め、サービスを提供します。

身体介護	①起床介助　②就寝介助　③排泄介助　④衣服の着脱介助　⑤整容介助　⑥身体の清拭・洗髪　⑦入浴介助　⑧食事介助　⑨体位変換　⑩服薬管理の支援　⑪通院等の介助　等
家事援助	①調理　②洗濯　③住居の掃除・整理整頓　④買い物　⑤薬の受け取り　⑥衣服の入れ替え、衣服の補修、⑫通院等の介助　等
日常生活支援	身体介護や家事援助、見守りなど生活全般の支援

8　サービス提供責任者

担当するサービス提供責任者は次のとおりです。

サービス提供責任者	丸山　裕二 宮澤　有美枝 伊藤　紀子	連絡先	0267-64-5623

サービスについて、ご相談や不満がある場合には、どんなことでもご連絡ください。

9　サービス提供地域外の場合の交通費

(1) 通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は、1㎞当り 45 円（税込み）いただきます。

(2)「通院等の介助」においてヘルパーに公共交通機関などの交通費、入場料、利用料等が必要な場合は、サービス利用時にその実費額をその都度負担していただきます。

10　利用者負担金等の支払

月末に締切り、翌月10日以降に請求書を送付します。原則として、利用者又は利用者代理人の指定したＪＡ貯金口座又は三菱ＵＦＪニコス口座振替決済代行可能の金融機関口座からの振替（口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむを得ず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者に支払い、利用者はその後市町村から保険給付分を受けとることになります。

11　サービス利用の中止

キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時　　期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	かかりません
サービス利用日の当日	午前８時３０分を超えた場合　　６００円
居宅介護員が訪問してからのキャンセル	基準額の１００％

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	ＴＥＬ　　0267-64-5623

12 サービスの利用に関する留意事項

(1) 受給者証の確認

① 当事業所はサービスの提供にあたり、利用者の「障害福祉サービス受給者証」により支給決定の内容、市町村印等を確認するとともに、受給者証の事業者記入欄に必要事項を記載し、受給者証の写しを取って保管します。

② 住所及び利用者負担額、支給量など、受給者証の記載内容の変更があった場合は、速やかにサービス提供責任者又は居宅介護員にお知らせください。

(2) 居宅介護員について

① サービス提供時に担当居宅介護を決定します。ただし実際のサービス提供にあたっては、複数の居宅介護員が交代してサービスを提供します。

② 利用者から特定の居宅介護を指名することはできませんが、居宅介護員についてお気づきの点や要望がありましたら、サービス相談・苦情窓口へ遠慮なく連絡ください。

(3) 居宅介護員の禁止行為

居宅介護員はサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者もしくはご家族の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
③ 利用者もしくはご家族等からの金銭又は物品の授受
④ 利用者の家族等に対するサービスの提供
⑤ 飲酒、喫煙及び飲食
⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（ただし利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）
⑦ その他利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(4)サービスの提供

① サービスの提供にあたっては、利用者の居宅介護計画を作成するため、サービス提供責任者が事前に利用者の身体状況、緊急時の対応、家族状況、住居等に関する調査・確認を行います。

② 利用者宅でサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等は、無償で使用させていただきます。

③ 利用者宅でサービスを提供するために使用する掃除用具、調理器具等は、利用者宅のものを使用させていただきます。

④ サービス提供に必要な連絡を行う場合は、利用者宅の電話を使用させていただきます。

13 居宅介護サービス提供実績記録票の記録

(1) 担当居宅介護員は、サービスの提供ごとに、実施日時、実施時間等を「居宅介護サービス提供実績記録票」に記録し、利用者又は家族の確認印をいただきます。

(2) 当事業所では、受給者証の写し、居宅介護計画及び日々のサービス記録、その他利用者の情報を適切に管理し、サービス提供日より５年間保存するとともに、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（コピー機使用の場合は利用者負担による）

14　苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話・ＦＡＸ	対応者
佐久浅間ヘルパーステーション	TEL　0267-64-5623 FAX　0267-64-5615	受付担当者 宮澤　有美枝 伊藤　紀子
		苦情解決担当者 丸山　裕二（管理者）
さく地域事業本部	TEL　0267-82-1122	
佐久市役所　福祉課	TEL　0267-62-2111	
臼田支所　保健福祉課	TEL　0267-82-3111	
望月支所　保健福祉課	TEL　0267-53-3111	
浅科支所　保健福祉課	TEL　0267-58-2001	
佐久穂町八千穂庁舎保健福祉課	TEL　0267-88-2525	
小諸市　高齢福祉課	TEL　0267-22-1700	
立科町　町民課高齢者支援課	TEL　0267-56-2311	

15　守秘義務

(1) 事業者、および事業所従業員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

(2)前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(3) 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うこととします。

(4) 事業者が事業者でなくなった後及び従業員が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た個人情報は第三者に漏らしません。

16　事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、救急、家族等へ連絡をいたします。

令和　　年　　月　　日

私は、本書面に基づき居宅介護等のサービス内容について説明を受けました。

○利用者

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

○利用者代理人

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（続柄　　）

○扶養義務者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（続柄　　）

住　　所　　長野県佐久市桜井671番地1

事業所名　　佐久浅間ヘルパーステーション

管理者氏名　　丸山　裕二　　印

説明者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿